

国民年金だより

★「国民年金付加年金制度」のお知らせ

国民年金第1号被保険者（自営業、学生など）や65歳未満の任意加入被保険者は、定額保険料（令和8年度：17,920円）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料納付額＝400円×12月×10年＝48,000円

付加年金の年金額＝200円×12月×10年＝24,000円／年額

※48,000円の付加保険料で、24,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。2年以上受け取ると、納付した付加保険料以上の年金を受け取れます。

【注意事項】

- ・付加保険料の納付は申出月からの開始となります。
- ・第2号被保険者（会社員や公務員）の方や第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）は付加保険料を納付できません。
- ・国民年金基金加入者は付加保険料を納める必要はありません。

【手続きに必要なもの】①基礎年金番号がわかる書類 ②本人確認ができる書類

【手続き先】保険課（☎31-0216）・美都地域総務課・匹見地域総務課または浜田年金事務所で行ってください。

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 8月12日(水)・25日(火)

相談場所 益田市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

定員に達した時点で受付は終了

【予約・問い合わせ先】

浜田年金事務所 ☎0855-22-0670

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

国民年金基金とは・・・

国民年金第1号被保険者の方が、老齢基礎年金に上乗せして加入できる公的な年金制度です。

毎月の掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

〈問い合わせ先〉

全国国民年金基金岡山支部

☎0120-65-4192 ☎050-3665-0282

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で行われる場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎31-0216

広告

広告

広告